

平成31年第4回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 平成31年 4月25日 (木)
午後3時30分
場 所 湧別町文化センターさざ波
1階談話室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	平成31年 4月 9日		
2	招集の期日	平成31年 4月25日		
3	会 期	平成31年 4月25日から 平成31年 4月25日まで		
4	招集委員	5 名		
5	出席委員	5 名		
6	欠席委員氏名			
7 会 議 の 結 果	結 果	原案可決	修正可決	否 決
	提案件数			
	13 件	13 件	0 件	0 件
	計			
	13 件	13 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	平成31年教育委員会第1回臨時会会議録の承認について
報告第1号	平成31年度湧別町交換留学事業の実施について
議案第1号	湧別町交換留学事業派遣留学生の決定について
議案第2号	湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について
議案第3号	湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第4号	平成31年度教育費予算の補正について
議案第5号	学校運営協議会を設置する学校の決定について
議案第6号	学校運営協議会委員の解任および任命について
議案第7号	湧別町学校給食センター運営委員の委嘱について
議案第8号	湧別町社会教育委員の解職について
議案第9号	湧別町社会教育委員の委嘱について
議案第10号	湧別町図書館協議会委員の任命について
議案第11号	平成31年度奨学生決定について

承認第1号

平成31年教育委員会第1回臨時会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

平成31年度湧別町交換留学事業の実施について

湧別町交換留学事業実施要綱（平成23年教育委員会告示第7号）第2条の規定により、次のように交換留学事業を実施する。

記

- 1 受入予定期間 令和元年5月27日（月）から7月18日（木）まで
- 2 受入留学生
 - ・年齢・性別： 13歳 男子2名、15歳 女子1名
 - ・派遣元： ニュージーランド・セルウィン町
 - ・所属校・学年： ダーフィールド・ハイスクール 中学3年生男子 2名
ダーフィールド・ハイスクール 高校1年生女子 1名
 - ・受入予定校： 湧別高等学校・上湧別中学校
- 3 受入予定家庭
 - ・受入期間： 令和元年5月27日～7月18日
 - ・生徒住所氏名（所属校・学年）：
 - 北兵村3区 牧村航太郎（上湧別中学校 2年生）
 - 中湧別東町 杉森 一郎（上湧別中学校 2年生）
 - 錦町 吉村 愛子（湧別中学校 2年生）

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町交換留学事業派遣留学生の決定について

湧別町交換留学事業実施要綱（平成 23 年教育委員会告示第 7 号）第 13 条第 1 項の規定により、次の者を派遣留学生に決定する。

記

住 所	氏 名	保護者氏名	在籍校・学年	派 遣 先
北兵村 3 区	牧村航太郎	牧村 宣幸	上湧別中学校 2 年	ニュージーランド セルウィン町
中湧別東町	杉森 一郎	杉森 伸一	上湧別中学校 2 年	
錦 町	吉村 愛子	吉村 雅彦	湧別中学校 2 年	

平成 31 年 4 月 25 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

国外の友好都市との交換留学事業に派遣希望があった者を派遣留学生として決定しようとするものである。

議案第 2 号

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成 21 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

平成 31 年 4 月 25 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正が行われたことから、これに準じ本要綱を改正するものである。

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱

湧別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成21年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自家用車の公用使用承認の制限)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる場合には、自家用車の公用使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 当該職員が運行前8時間以内に飲酒している場合。ただし、8時間以内の飲酒がない場合にあつても、前日又は当日に飲酒があり、飲酒量や飲酒後の経過時間、当該職員の顔色、吐息等から運転に適さないと認められるとき。</u></p> <p>(公用使用承認等の手続)</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため運転しようとする職員は、次により手続等をしなければならない。</p> <p>(1) 自家用車を公用に使用しようとする職員は、年度当初において、<u>当該自動車に係る自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証（表面、裏面）の原本を提示し、その写しを添付の上、公用に使用する自家用車届（様式第1号）により使用する自家用車を、校長に届けなければならない。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 校長は、届出を受理したときは、<u>公用に使用する自家用車登録簿（様式第2号）によりこれを登録し、保管するとともに、その旨を教育長に届けなければならない。</u></p>	<p>(自家用車の公用使用承認の制限)</p> <p>第4条 校長は、次に掲げる場合には、自家用車の公用使用を承認してはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(公用使用承認等の手続)</p> <p>第5条 自家用車を公務遂行のため運転しようとする職員は、次により手続等をしなければならない。</p> <p>(1) 自家用車を公用に使用しようとする職員は、年度当初において、<u>運転免許証原本を提示の上、公用に使用する自家用車届（様式第1号）により使用する自家用車を、校長に届けなければならない。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 校長は、届出を受理したときは、<u>運転免許証原本を確認の上、公用に使用する自家用車登録簿（様式第2号）に登録し、保管するとともに、その旨を教育長に届けなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) 職員は、登録済の自家用車を公用に使用しようとするときは、その都度、<u>自家用車の公用使用承認及び行程確認簿（兼）公用車運転に係る飲酒状況確認簿（様式第3号）</u>により、校長にその旨を申し出、承認を受けなければならない。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>職員は、前号による承認に基づき、自家用車を公用に使用する場合は、自家用車を運行する直前に前条第1項第10号に規定する要件に該当しないことについて、校長の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>(5) 職員は、登録済の自家用車を公用に使用しようとするときは、その都度、<u>自家用車の公用使用承認簿（様式第3号）</u>により、校長にその旨を申し出、承認を受けなければならない。</p> <p>(6) 略</p>

改正後

様式第1号(第5条関係)

校長	教頭	事務長	担当

登録番号

公用に使用する自家用車屋

※ 面付書類 □自動車検査証の写し □自動車損害賠償責任保険証明書の写し □任意保険書の写し □運転免許証の写し(裏面、裏面)

※ 過去1年間の状況
免許の取消若しくは停止の処分又は罰金刑に処せられていない
職務の責めに属する交通事故を起こしていない

※ 通勤の状況
 自家用車使用 有 無 (通勤手当 有 無)

備考
 上記のとおり、空欄に使用する自家用車について、特別町立学校職員自家用車の公用使用に関する要綱(以下「要綱」という)第5条の規定に基づき、届け出ます。
 なお、届出に当たり、自家用車の運行により交通事故が発生した場合の損害賠償については、要綱第4条の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険金を充当することについて、同意します。

年 月 日
 学校長 様

職・署名

(注) 1. 若しくは、該当する事項を記載すること。
 2. 自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証(表裏、裏面)の写しを添付すること。
 3. 届出の内容は変更を要する場合は、その旨を届け出ること。ただし、変更の内容が自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、任意保険証及び運転免許証の写面の範囲内については、更新後の自動車検査証、任意保険証及び運転免許証の写しを添付することにより、届出を訂正する。

以下、所屬確認

運転免許証	取得年月日	<input type="checkbox"/> 1年以上経過	原本添付
車庫証	有効期間	□本年度内(年 月 日まで) □次年度以降	<input type="checkbox"/> 添
	所有者	□本人 □地権者 □配偶者 □その他()	<input type="checkbox"/> 添
自賠責保険	有効期間	□本年度内(年 月 日まで) □次年度以降	<input type="checkbox"/> 添
	加入内資	□対人賠償1億円以上 □対物賠償500万円以上 □搭乗者損害500万円以上	<input type="checkbox"/> 添
任意保険	有効期間	□本年度内(年 月 日まで) □次年度以降	<input type="checkbox"/> 添
	契約タイプ		

改正前

様式第1号(第5条関係)

公用に使用する自家用車屋

校長	教頭

職・氏名	職・氏名	職・氏名	職・氏名
免許取得日	年月日	免許有効期限	年月日
過去1年以内の免許取消又は停止: (有・無)		過去1年以内の交通違反による刑罰: (有・無)	
車名	車種	車台番号	年月日
乗車定員	人	車台番号	年月日
登録番号		車検有効期限	年月日
所有者名義人(氏名)	(続柄)		
使用名義人(氏名)	(続柄)		
通勤の状況	(自家用車使用:有・無)(手当:有・無)		
契約先		満期日	年月日
証券番号			
契約先		満期日	年月日
証券番号			
保険金額	対人賠償: 搭乗者傷害: 対物賠償: その他:()		
備考	(任意保険に特約条項等がある場合は記載すること。)		
交通事故が発生した場合には、責任保険及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて承諾し、上記のとおり「特別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」第5条の規定に基づき届け出ます。			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
学校長 様	学校長 様	職・氏名	職・氏名

改正後	改正前
	<p>(注) 1. ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2. 届出の内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。ただし、変更の内容が「車検有効期限」、「自賠責保険の有効期日」又は「任意保険の有効期日」の更新の場合については、備考欄に更新年月日及び更新後の変更内容を記載の上、届出の提出を省略することができる。</p> <p>また、変更の内容が「免許有効期限」の更新の場合については、免許証原本を校長に提示することとし、校長はその内容を確認の上、運転免許更新欄に更新後の変更内容を記載し、押印することにより、届の提出を省略する。</p>

議案第 3 号

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱（平成 24 年教育委員会告示第 16 号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

平成 31 年 4 月 25 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

補助事業者の名称変更に伴い、本要綱を改正するものである。

湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 湧別町社会教育関係団体補助金交付要綱（平成24年教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条及び第4条関係）			
補助事業者	補助金の額	補助事業者	補助金の額
湧別町青少年指導センター	補助対象経費以内とする。	湧別町青少年指導センター	補助対象経費以内とする。
湧別町青年団体協議会	補助対象経費以内とする。	湧別町上湧別青年団体協議会	補助対象経費以内とする。
略	略	略	略

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第4号

平成31年度教育費予算の補正について

平成31年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

(令和元年5月14日開会予定：町議会第2回定例会)

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

平成31年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。

議案第5号

学校運営協議会を設置する学校の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に基づく学校運営協議会制度を活用し、開かれた学校づくりを推進するため、湧別町学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第3号）第3条の規定に基づき、次のように学校運営協議会設置校の決定を行うため、教育委員会の議決を求める。

記

1 学校運営協議会設置校として決定する学校

湧別町立上湧別小学校

湧別町立中湧別小学校

2 協議会設置年月日

令和 元年 5月 1日

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校づくりを推進しようとするものである。

議案第6号

学校運営協議会委員の解任および任命について

湧別町学校運営協議会委員の解任および任命について、湧別町教育委員会行政組織規則第6条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

学校運営協議会設置校の決定より、新たに委員を任命しようとするもの及び規則第4条第1項第1号及び第2号並びに第4号に規定する委員に異動等があったため後任を任命しようとするものである。

議案第6号説明資料

学校名	任 命				解 任					
	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区分	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区分
上湧別小学校	梶原 秀喜	農 業	男	68	3					
	川村 寿光	僧 侶	男	61	2					
	野田 直人	湧別町農業協同組合	男	55	2					
	山口 甲介	えんゆう農業協同組合	男	44	1					
	三品 義和	農 業	男	52	1					
	奥田 貴史	湧別町役場	男	37	1					
	清水 徳郎	えんゆう農業協同組合	男	49	1					
	上松 和美	農 業	男	44	1					
	寺嶋 誠也	上湧別小学校 校長	男	55	4					
	玉造 至	上湧別小学校 教頭	男	50	4					
	藤井 伴晴	藤井ふとん店	男	50	2					
	杉原 武純	農 業	男	46	1					
	佐藤 雄馬	湧別保育所	男	30	3					
藤井 和人	農 業	男	42	1						
毛利 強	毛利燃料店	男	58	5						
上原 和恵	上杉製作所	女	48	2						
山田 浩	中湧別小学校 校長	男	56	4						
小林 冬季	中湧別小学校 教頭	男	47	4						
山口 一行	上富美自治会長	男	61	2		千葉 紘一	上富美自治会長	男	76	2
岸本 光生	富美小学校 教頭	男	50	4		早川 大介	富美小学校 教頭	男	47	4
						河端 美夏	富美小学校 教諭	女	52	4

学校名	任 命				解 任					
	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区 分	氏 名	勤務先・職名等	性別	年齢	区 分
開盛小学校	松田 裕二	開盛小学校PTA会長	男	43	1					
	林 智一	開盛小学校 教頭	男	49	4					
湧別小学校 湧別中学校	河村 知泰	湧別中学校 教頭	男	48	4	馬場 浩哉	湧別中学校 教頭	男	48	4
	久保 拓也	酪農業	男	41	1	多田 智弘	酪農業	男	50	1
芭露学園	斉藤 美和	会社員	女	45	1	喜多 友美	湧別福祉会 (看護師)	女	43	1

規則第4条第1項に定める委員の区分

- | | | | |
|---|------------------------------|---|---------------------------|
| 1 | 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 | 6 | 学識経験者 |
| 2 | 対象学校の所在する地域の住民 | 7 | 関係行政機関の職員 |
| 3 | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 8 | 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者 |
| 4 | 対象学校の校長その他の教職員 | | |
| 5 | 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者 | | |

議案第7号

湧別町学校給食センター運営委員の委嘱について

湧別町学校給食センター運営委員に次の者を委嘱したいので、湧別町学校給食センター条例（平成21年条例第91号）第5条第3項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- 1 学校給食センター運営委員候補者名簿 別紙のとおり
- 2 任 期 教育委員会議決の日から令和元年12月8日まで

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

条例施行規則第7条第1号及び第4号から第7号に規定する者に異動があったため後任を委嘱しようとするものである。

議案第7号説明資料

学校給食センター運営委員候補者名簿

任期 教育委員会議決の日から令和元年12月8日

住 所	氏 名	役 職 名	備 考
開盛	山口 幸一	開盛小学校長	新任
上湧別屯田市街地	山口 甲介	上湧別小学校PTA会長	新任
開盛	松田 裕二	開盛小学校PTA会長	新任
栄町	本間 裕也	湧別中学校PTA会長	新任
上芭露	竹中 享司	芭露学園PTA副会長	新任
上湧別屯田市街地	古川 宏道	みのり幼稚園園長	新任
中湧別南町	星 義孝	湧別町健康こども課長	新任

議案第8号

湧別町社会教育委員の解嘱について

湧別町社会教育委員の解嘱について、湧別町社会教育委員設置条例（平成21年条例第92号）第6条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1 解職者住所及び氏名

住 所 湧別町北兵村三区92番地の1

氏 名 米 本 智 昭

2 解嘱年月日 平成31年4月22日

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

本人からの辞任の申出により、解嘱しようとするものである。

議案第9号

湧別町社会教育委員の委嘱について

湧別町社会教育委員に次の者を委嘱したいので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1 社会教育委員候補者

氏名 信本武彦

住所 湧別町北兵村一区592番地の1

生年月日 昭和35年1月17日（59歳）

所属 上湧別中学校長

区分 学校教育関係者

2 任期 平成31年4月25日から令和3年3月31日まで

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

欠員となっている社会教育委員を委嘱しようとするものである。

議案第10号

湧別町図書館協議会委員の任命について

湧別町図書館協議会委員に次の者を任命したいので、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条の規程により教育委員会の議決を求める。

記

1 図書館協議会委員候補者名

氏名 信本武彦

住所 湧別町北兵村一区592番地の1

生年月日 昭和35年1月17日（59歳）

所属 上湧別中学校長

区分 学校教育関係者

2 任期 平成31年4月25日から令和3年3月31日まで

平成31年4月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

欠員となっている図書館協議会委員を任命しようとするものである。

議案第 1 1 号

平成 3 1 年度奨学生の決定について

湧別町奨学金貸付条例施行規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 1 6 号）の定めにより、平成 3 1 年度奨学生を次のとおり決定する。

記

別紙のとおり

平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、学資の支弁が困難な者に対し、教育の機会均等と教育の振興を図るために湧別町奨学生貸付基金から奨学金を貸し付けようとするものである。